

「がんと代謝研究会」会則

第1条（名称）

本会は「がんと代謝研究会」と称する。

第2条（事務局）

本会の運営事務局は、慶應義塾大学先端生命科学研究所内に置く。

住所：〒 997-0052 山形県鶴岡市覚岸寺水上 246-2

電話：0235-29-0528

Fax：0235-29-0574

慶應義塾大学先端生命科学研究所

がんと代謝研究会事務局

第3条（目的）

本会はがん代謝を対象とした研究者コミュニティーの形成と研究成果による社会への還元を目的とする。

第4条（事業）

1. 本会は第3条の目的を達成するために、原則として年1回の研究発表会「がんと代謝研究会」を開催する。
2. その他、研究発表会以外の事業として、本会の目的を達成すべく次の事業を行うことができる。
 - (1) 印刷物の刊行
 - (2) 共同研究・アンケート調査
 - (3) ホームページの開設等

第5条（資格）

本会は第3条の目的に賛同し、所定の手続きを行った研究者、学生、法人などによって構成し、

1. 一般会員
 2. 法人会員
- を定める。

研究発表会への参加はオープン形式とする。

第6条（会費）

本会の会費は、別に定める。

第7条（実行委員会の構成等）

1. 実行委員会は、実行委員長、実行委員および実行委員会事務局で構成され、議長は、実行委員長が行う。
2. 実行委員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、他の実行委員会を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。
3. 実行委員会事務局は、本研究会に関する諸事務を担当する。
4. 実行委員会事務局は、実行委員会の議を経て決定する。
5. 実行委員会の議決事項は以下の通り
 - (1) 本会の事業目的に係る事項について議決・執行
 - (2) 研究発表会の事業計画（開催日時等）、事業報告および会計報告
 - (3) 実行委員長、及び実行委員の推薦、変更
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他、事業目的、研究発表会に係わること

第8条（収支）

1. 本会の収入は、研究発表会「がんと代謝研究会」参加費およびその他の費用をもって支弁する。
2. 研究発表会事務局は、会計年度終了後、次回の実行委員会でその収支報告を報告し承認を得る。なお、剰余金は翌年度に繰越すものとする。
3. 実行委員長は、必要に応じて収支内容を会員に公表する。

第9条（監事）

監事は、本研究会の財産、及び業務の執行状況を監査し、法令、会則に違反があると認めるときは、実行委員会に報告する。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附則

本会則は平成28年7月8日の実行委員会の議を経て制定され、同日から施行する。

がんと代謝研究会

平成28年7月8日発行